

○北海道立女性プラザ条例施行規則

平成3年11月14日規則第97号
改正
平成6年3月31日規則第26号
平成7年10月17日規則第77号
平成8年3月31日規則第25号
平成9年4月3日規則第46号
平成10年3月24日規則第22号
平成11年2月19日規則第13号
平成12年3月29日規則第105号
平成16年3月31日規則第43号
平成17年3月31日規則第29号
平成17年10月28日規則第117号

北海道立女性プラザ条例施行規則をここに公布する。

北海道立女性プラザ条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道立女性プラザ条例(平成3年北海道条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館の制限)

第2条 酒に酔っている者その他北海道立女性プラザ(以下「女性プラザ」という。)の秩序を乱すおそれがあると認められる者に対しては、条例第4条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、入館を拒み、又は退館させることができる。

(入館者の遵守事項等)

第3条 入館者は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、特に次の事項を遵守しなければならない。

(1) 建物、附属設備等を汚し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。

(2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

2 指定管理者は、入館者が前項の規定に違反したことにより女性プラザの管理運営上支障があると認めるときは、当該入館者に対しては、女性プラザの使用を制限し、又は退館させることができる。

(知事による管理)

第4条 条例第9条第1項の規定により知事が女性プラザの管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第4条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)」とあるのは「知事」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月31日規則第26号)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道立女性プラザ条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道立女性プラザ条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則(平成7年10月17日規則第77号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月31日規則第25号)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に使用の申込みがされている北海道立女性プラザの使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(平成9年4月3日規則第46号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に使用の申込みがされている北海道立女性プラザの使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月24日規則第22号）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成11年2月19日規則第13号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日規則第105号）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に使用の申込みがされている北海道立女性プラザの使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月31日規則第43号）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に使用の申込みがされている同日以後の北海道立女性プラザの使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月31日規則第29号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月28日規則第117号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。